

日本弁理士会協賛セッション

◆ 「日、米、欧、中、韓(5極)の記載要件の比較」 ◆

■ パネリスト

鈴木信彦 弁理士 平成26年度日本弁理士会特許委員会副委員長
清水貴光 弁理士 平成26年度日本弁理士会特許委員会委員
水本義光 弁理士 平成26年度日本弁理士会特許委員会副委員長

■ 内容

各国の記載要件は、国毎に異なっており、その記載要件の差異を知っておくことは、日本から諸外国に出願して、権利化する際に非常に重要である。従来から、日本、米国、欧州における、記載要件の差異をまとめたものはあったが、中国、及び韓国の記載要件の差異をまとめたものはあまり存在していなかった。

昨今の中国の出願件数の増加には目を見張るものがあり、2010年には、日本を抜き、2011年には米国を抜き世界1となっており、中国を抜きに検討することにはあまり意味がない。中国国家知識産権局によると、2012年度の中国における専利の出願状況は、特許 652,777 件（国内 535,313 件、外国 117,464 件）（前年比 24%増）である（中国知財専利 <http://www.ondatechno.com/Chinese/index.html> より）。外国からの特許出願 117,464 件の内、日本が 42,278 件と最も多い。そして、中国の記載要件は、各国の要件と比較して特異な部分が多いため検討しておく必要があった。また、韓国の記載要件は、日本のものと類似しているが、外国からの出願のうち、日本からの出願件数が一番多いことから一度まとめておく必要があった（2010年の特許出願 170,101 件のうち、日本からは 23,318 件である（特許庁 新興国等知財データベースより））

主に上記の理由により、5極の記載要件の審査基準レベルの差異をまとめることにした。

記載要件の種類としては、明確性要件、実施可能要件、及びサポート要件の3要件があるが、その要件ごとに差異をまとめ、各国の審査の厳しさについて検討した。例えば、明確性要件について、日本には他極にない特殊な類型が存在していたり、実施可能要件について、米国には他極で要求される要件が必要なかったり、サポート要件について、欧州では、サポート要件と実施可能要件の区別が明確でなかったりしていることに基づいて、審査の厳しさを検討している。

さらに、一つの切り口として、日本の出願のファーストアクションのうち、記載要件の拒絶理由しかない案件であって、かつ5極に出願している案件を抽出し、各国のファーストアクションを対比することにした。ただし、現在、韓国ファーストアクションを KIPO の HP 上から確認することは出来ないため、韓国を除いた、日本、米国、欧州、中国の4極のうち、ファーストアクションが出されている案件について検討し、審査の厳しさを検討した（現在検討中であり、今回紹介出来るのはごく一部である）。

以 上

日本弁理士会協賛セッション

◆ 「日、米、欧、中、韓(5極)の記載要件の比較」 ◆

【略歴】

鈴木 信彦 (弁理士)

中村合同特許法律事務所 電気セクション パートナー

1998年 東京理科大学理学部応用物理学科 卒業

2000年 東京工業大学総合理工学研究科物理情報工学専攻 修了

2000-2003年 日本ビクター株式会社

2005年 弁理士登録

2010, 2012年 日本弁理士会特許委員会委員

2013-2014年 日本弁理士会特許委員会委員副委員長

清水 貴光 (弁理士)

林国際特許事務所 技術部長

2007年 早稲田大学理工学部機械工学科 卒業

2007-2010年 三菱電機株式会社

2010年 弁理士登録

2013-2014年 日本弁理士会特許委員会委員

水本 義光 (弁理士)

浅村特許事務所 パートナー (機械・電気)

1992年 芝浦工業大学機械工学第二学科 卒業

1994年 芝浦工業大学大学院機械工学専攻 修了

1994-2005年 株式会社ソキア

2005年 弁理士登録

2006年 日本弁理士会広報センター委員

2011, 2012年 日本弁理士会特許委員会委員

2013-2014年 日本弁理士会特許委員会委員副委員長

以 上